

令和4年度7月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年7月25日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所 502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄
7番 池田 稔 8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一
10番 石井 一 11番 川口 浩 12番 栗原 茂
13番 大舘 浩一 14番 石井 進 15番 水村 英紀
16番 本橋 与志喜 17番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号6番 増田貴雄委員、8番 鈴木浩之委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字秋瀨の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,308平方メートルです。受人、渡

人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。なお、本件は本年4月に競公買適格証明願について御審議いただいた案件です。

申請番号2番、所在地は大字北岩岡字宮原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は840平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は利用権設定をしている借入地について所有権移転をするものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は大字北岩岡字宮原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて6,265平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は利用権設定をしている借入地について所有権移転をするものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号4番、所在地は大字北岩岡字宮原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は3,289平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は利用権設定をしている借入地について所有権移転をするものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号5番、所在地は大字北岩岡字宮原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,008平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は利用権設定をしている借入地について所有権移転をするものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号6番、所在地は大字北岩岡字宮原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は110平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は利用権設定をしている借入地について所有権移転をするものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号7番、所在地は大字北岩岡字平野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,259平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は利用権設定をしている借入地について所有権移転をするものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号8番、所在地は大字北岩岡字平野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,228平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は利用権設定をしている借入地について所有権移転をするものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号9番、所在地は大字北岩岡字平野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は473平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は利用権設定をしている借入地について所有権移転をするものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

以上の9件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可とします。

申請番号2番から6番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

議長：それでは2番から6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番から6番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番から6番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号2番から6番については、全会一致により許可とします。

申請番号7番から9番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

議長：それでは7番から9番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号7番から9番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号7番から9番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号7番から9番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字山口字陣鐘です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は119平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断され

ます。申請事由は申請地を買い受け資材置場を拡張するものです。

申請番号2番、所在地は大字荒幡字西内手です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は165平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け駐車場を設置するものです。なお、本件は本年3月に買受適格者証明願について御審議いただいた案件です。

申請番号3番、所在地は大字日比田字西原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて584平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自動車修理工場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、下水道管が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け自動車修理工場を建築するものです。

以上の3件です。

- 議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろ

しければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字荒幡字光蔵寺谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は352平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己用住宅です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の母から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は大字荒幡字岱谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は27平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け駐車場を設置するものです。

以上の2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,561平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年8月1日から令和7年7月31日までの3年です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,608平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年8月1日から令和9年7月31日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて7,299平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年8月1日から令和9年7月31日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて4,566平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年8月1日から令和9年7月31日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の6筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6筆合わせて13,183平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字柳野の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,747平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年8月1日から令和14年7月31日までの10年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字坂之下字大和田街道の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,263平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年8月1日から令和9年7月31日までの5年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南一本木の2筆です。現況地目はいずれも畑で、

面積は2筆合わせて4, 898平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年8月1日から令和6年7月31日までの2年間です。

以上の8件です。

議長： それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。

申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号5番については、全会一致により決定とします。

申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号6番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号6番については、全会一致により決定とします。

申請番号7番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号7番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号7番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号7番については、全会一致により決定とします。

申請番号8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号8番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号8番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号8番については、全会一致により決定とします。

5 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、10件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、11件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による届出書の取消願について」は、1件の取消願がありました。

「報告事項5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、3件の証明をしました。

「報告事項6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明をしました。

「報告事項7 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、2件の通知がありました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。